

## 屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年3月28日(木) 午前9時30分から
2. 開催場所 尾之間支所 3階 第3委員会室

### 3. 出席委員(22人)

会長	1番	鎌田	秀久	君
農業委員	2番	牧	優作郎	君
	3番	牧	潤三	君
	4番	西橋	豊啓	君
	5番	平田	耕作	君
	6番	岩川	原造	君
	7番	内田	政人	君
	9番	安藤	清浩	君
	10番	亀割	義一	君
	11番	大角	千名美	君
	13番	上山	竜太	君
	14番	神宮司	守昭	君
推進委員	◎	渡邊	浩	君
	◎	日高	伸作	君
	◎	大堀	裕介	君
	◎	浜田	芳郎	君
	◎	山田	博昭	君
	◎	楠	忠久	君
	◎	川崎	太一	君
	◎	田中	三九雄	君
	◎	白川	満秀	君
	◎	備	邦雄	君

### 4. 欠席委員(2人)

欠席者	8番	黒葛原	洋子	君
	12番	岩川	亜希子	君

### 5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第44号 農用地利用集積計画について
- 議案第45号 非農地証明願について
- 議案第20号 非農地証明願について

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	鶴田	洋治
係長	川東	卓磨
主事	岩川	篤也
相談員	西田	博隆

7, 概要  
事務局

おはようございます。  
本日は農業委員の黒葛原洋子委員と岩川亜希子委員が欠席となっております。  
ただ今より平成 30 年度第 12 回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。  
本日の農業委員会憲章朗唱は 3 番委員の牧潤三委員にお願い致します。

憲章朗唱 (3 番委員)

お座り下さい。

農地利用最適化推進委員の [ ] の後任という形で、3 月 1 日付けで麦生集落の市橋大輔さんが推進委員に委嘱されていますのでご紹介いたします。一言あいさつをお願いします。

推進委員

おはようございます。麦生集落の市橋大輔です。農家でありながら農業委員の事は何も分かりませんので今日から勉強したいと思います。ご指導のほどよろしくお願い致します。

事務局

ありがとうございました。  
引き続き会長あいさつ。

会長

皆さんおはようございます。  
事務局からもありましたように平成 30 年度最後の総会になります。  
もう何日かすれば新年度になるわけですが、新体制の 2 期目がスタートする市町村が県下で 4 市町村ございます。私どもも新体制移行から折り返し地点を過ぎております。これまでは、この新体制の定着という部分がメインでございました。これからは実績も確実に積み重ねていくという事がメインの課題となってくるかと思っております。実績というのは、もちろん農地利用の最適化の推進を図っていくという事ですが、総点検活動を着実に進めて行く、それが最適化活動に繋がると言われておりますので、これからも皆さんのより一層のご協力とご尽力をお願いしたいと思っております。また、新年度を迎えると農業委員会事務局の体制も変わるようです。庁舎移転も控えておりますので、しばらく皆さんにもご迷惑をおかけするかもしれませんが、ご理解の方をよろしくお願い致します。  
それでは本日の会議録署名委員を 11 番委員、13 番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

議案第 41 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局からの説明をお願いします。

事務局

議案第 41 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求めます。

整理番号 31 番、権利種類：所有権移転、契約内容：売買、申請人：譲受人 [ ]、譲渡人 [ ]、土地の所在 [ ]、地目：畑、面積：926 m<sup>2</sup>、農用地区域内農地、利用状況：畑、営農計画及び耕作期間：たんかん及び自家用野菜を 1 月～12 月、事由：規模拡大、所有権の移転を受ける者の状況：経営面積が所有地 5,566 m<sup>2</sup>、農作業従事状況等が申請人 56 年、農機具等の保有状況が刈払機 2 台、動噴 1 台、耕耘機 1 台、モア 1 台、管理機 2 台、非耕作地はございません。周辺地域との関係につきましては、特に支障等はないと思っておりますとの事です。地域との役割分担の状況につきましては、集落の共同作業等全面的に協力いたしますとの事です。以上です。

会長

整理番号 31 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

6 番委員

資料の地図を見ていただくと、先ほど説明のありましたとおり県道から上がって

ったところが申請地になりますが、ハウスが建っています。3棟。これは[REDACTED]のハウスになります。この一帯を集約しているという事で、今回規模拡大を図るものです。確かハウスの中には前はパッションが植わっていた気がするんですが、申請書の中には記載がないので、旦那さんが体調を崩したという事でパッションは現在やめているのかなと考えたところでした。ただ、このハウスはそのまま残っていますのでパッションは再開するのかなと思います。今回は規模拡大という事で問題はないと思います。よろしくお願ひします。

会長 整理番号 31 番について皆さん方からのご質問をお受けいたします。ご意見等ございませんか。

5 番委員 受人は 79 歳と高齢ではありますが、この方以外に農作業に従事する人はいるのでしょうか。

6 番委員 娘さんがいます。確か 50 歳代前半だったと思います。

11 番委員 [REDACTED]はすごくやる気のある方で、またパッションの方はやるかもしれません。

会長 ほかにございませんか。

4 番委員 この土地については、鈴岳畑総で基盤整備をした土地だと思ひますが、今後の賦課金の償還、経常賦課金もありますが、そこらあたりがどうなるのかなという点が 1 点。それから旦那さんが病気をしてからパッションはやめておられると思ひますが、隣接だという事で、また譲渡人の方もいろいろな事情があつてこういう形になったんだろうと思ひますが事業等の関連については、会長はどのように思ひていますか。

会長 これは、いわゆる畑総事業に乗つた場所で、この取引については事業が完了したものという前提で取引がなされております。従つて受人は今後、経常賦課金だけを納めていく事になります。譲渡人の方は、基本的には処分をした時点で特別賦課金、いわゆる工事費の残金は繰上償還をしていただく事になります。

9 番委員 その話は今回だけ。それとも全体的に決まっている事ですか。

会長 原則はそういう事です。少し脱線をいたしますが、処分はしても処分と同時に新しい人が工事費も引き継ぐという合意がなされれば、それはそれで可能です。その代りそうすると取引価格の評価を下げないといけないという事が発生します。

9 番委員 あくまでも売り手、買い手の話し合いという事ですね。

会長 そうです。

4 番委員 売り手、買い手の話し合いなんですけど、知らない内に売られてと言うか売つて、売つた方が償還もしない滞つていく、皆さんご存知のようにここ 2 年、法的措置を差押えを 5 名しています。今後も毎年 2 名から 3 名していかなければならない、そういう対象者になっている可能性があるから、そこ等へんを皆さん認識されていければいいんですが、この件については事後処理という形だから、先ほど会長が言つたように特別賦課金については、もうどうしようもないというような状況です。普通、不動産の売買については、契約が成立した時に内金という形ですて、変更ができた時点で全額支払いをしますというのが通常です。今後、土地改良区としても[REDACTED]も経常賦課金が発生してきますので、譲渡人とも話をして対処していかなければならないと思ひているところです。以上です。

会長 ほかにございませんか。

10 番委員	この件は、しっかりと話し合いをして結論が出ているというわけでは無いという事ですか。
会長	少し立ち入った事をお話いたしますが、この売買自体いわゆる金銭の授受は7年以上前にされているようで、その当時金銭の授受は当時の改良区の幹事をしていた方が立ち会って行っているようです。そういう事もあって今回この申請書が提出される前に土地改良区の方に相談がございました。この金額についても譲渡人の方は当初は、もっと高い金額で、出来上がった畑という事でしたようですが、それから下げて今の金額になって、どうしても引き取ってくれというのがあって、受人はそんなに欲しい場所ではなかったんですけども、お金を出した関係でここを占有しておきたいとの事で今回の申請があがってきております。渡人がこの所有権移転に難色を示す、若しくは難しければ受人としては、お金を返してもらえばその方がいいという事まで言っています。
会長	ほかにございませんか。 （「やむを得ないと思います。」の声あり） ご意見無ければ整理番号 31 番について許可することにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号 31 番は許可することに決定いたします。  続きまして整理番号 32 番について事務局から説明をお願いします。
事務局	整理番号 32 番、権利種類：所有権移転、契約内容：売買、申請人：譲受人■■■■、譲渡人■■■■、土地の所在：■■■■、地目：田、面積：159 m <sup>2</sup> 、利用状況：休耕地、営農計画及び耕作期間：自家用野菜、自家用ぼんかん・たんかんを 1 月～12 月、事由：規模拡大、所有権の移転を受ける者の状況：経営面積が所有地 5,900 m <sup>2</sup> 、農作業従事状況等は申請人及び妻 5 年、農機具等の保有状況が刈払機 1 台、噴霧器 1 台、管理機 1 台、チェーンソー 1 台、耕作地の状況：■■■■が現況山林状態であります。周辺地域との関係につきましては、特に支障等はないと思いますとの事です。地域との役割分担の状況につきましては、集落の共同作業等全面的に協力いたしますとの事です。以上です。
会長	整理番号 32 番について担当委員のご意見をお願いいたします。
3 番委員	受人は 5 年前に永田集落の方へ帰ってきて、それまで荒れていた自身の土地を現在耕作をしています。譲渡人は 2 年くらい前に親父さんが亡くなりまして相続しております。今後も永田に帰ってきて農業する意思も全くない事から土地を処分したいという事で、叔父さんである■■■■から受人の方へ話があり、今回の申請に至っております。先ほど説明の中にもありました非農地の 2 筆ですが、40 年くらい前に杉を植えまして山林になっております。非農地証明願を申請しようにも、筆禍未定である事から申請が出来ない状況です。そのような状況でありますので、このへんも考慮してご審議いただければと思います。以上です。
会長	整理番号 32 番について皆さん方からのご質問をお受けいたします。ご意見等ございませんか。
10 番委員	事由としては規模拡大という事ですが、先ほど説明がありましたように県道から段差が 4 m あるという事でしたが、4 m もあると排水関係がどうなるのか、規模拡大に値する農地なのか気になったんですが。
3 番委員	県道脇に水路は通っていますので、そのへんは大丈夫です。隣接地も受人が耕作をしています。効率利用も図れますので、このまま荒らしていくより耕作してもらった方が、県道脇で目立つ場所でもありますので。
10 番委員	そのへんは理解はできますが、県道から 4 m 段差があるという事は、相当低いです

よね。そうすると排水は川へ放流する事になりますが、川が増水をした時に、この圃場は水浸しになって水没するような形にはならないのでしょうか。

3番委員 永田集落でも特に低い箇所になりますので、水害があるとすればこの近辺が被害を受けると思われます。実際、過去に水害がありました。隣接地は現在受人が耕作をしておりますし、本人が取得したいとの事で今回申請をあげてきていますので。

4番委員 受人は隣接地であれば、現地の状況もよく把握をされているわけですし、段差があるところは進入路の関係も当然あると思いますが、効率利用の観点から隣接地の耕作人が購入されるのが一番いい事だと思います。

会長 ほかにご意見ございませんか。  
(「ありません。」の声あり)  
ご意見無ければ整理番号32番について許可することにご異議ございませんか。  
(「はい。」の声あり)  
整理番号32番は許可することに決定いたします。

続きまして議案第42号、農地法第4条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局 この案件につきましては、この後の農地法第5条の規定による許可申請整理番号6番と関連がございますので、一括で説明をさせていただきます。

議案第42号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求めます。

整理番号7番、申請人 [REDACTED]、土地の所在： [REDACTED]、地目：畑、面積：200㎡、利用状況：宅地、農地区分・土地利用規制：第2種農地、事由：平成25年より [REDACTED] が一時転用を行っていた箇所を、今回 [REDACTED] が永久転用をして利用するため。転用目的及び事業計画：事務所190㎡、倉庫・便所157㎡、通路175㎡、駐車場100㎡、合計所要面積622㎡。

続きまして議案第43号、農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号6番、権利種類：所有権移転、契約内容：売買、申請人：譲受人 [REDACTED]、譲渡人 [REDACTED]、土地の所在： [REDACTED]、地目：畑、面積：422㎡、利用状況：宅地、農地区分・土地利用規制：第2種農地、事由：平成25年より [REDACTED] が一時転用を行っていた箇所を、今回 [REDACTED] が永久転用をして利用するため。転用目的及び事業計画：事務所190㎡、倉庫・便所157㎡、通路175㎡、駐車場100㎡、合計所要面積622㎡となっています。以上です。

会長 事務局からありましたように、ただいまの整理番号7番は、次の議案第43号の整理番号6番と一体になっておりますので、併せて審議を行っていきたいと思います。それでは一括して、担当委員のご意見をお願いいたします。

11番委員 [REDACTED] の社員の方から事情をお伺いしました。農地を維持管理していただくだけで自分たちは精一杯なんですと言われました。社員数2名、パートが2名という事で、草取りをはじめ全般的な事、事務所管理をやられているみたいです。以前の話の中で、 [REDACTED] の方が [REDACTED] を介してエコツーリズムみたいな人がやってくるのも、 [REDACTED] の事務所と一緒にやるために、その方たちの案内やいろんな事に関わってきたけれども、自分たちはやりきれない、農地を管理するだけで手いっぱい、今回こういう事になりましたとおっしゃっていましたので、やむを得ないのかなと、手を入れるのだけでも結構な面積がございます。4人の中で休みを取りながらやっていくというのは、事務所の管理部分までは手が回らなくなって、兄弟間の所有ですのでこういう運びになったようです。よろしくご審議ください。

会長 それでは皆さん方からのご質問をお受けいたします。ご意見等ございませんか。

4 番委員

ここについては以前、農業委員で現地も視察した事があります。現在の[ ]の代表者は前の[ ]の理事長です。[ ]というのは[ ]の事です。[ ]と[ ]は関連会社になります。職員も3月まで[ ]だった方が[ ]の方へ異動になったとお聞きしています。職員の異動も関連会社間であるという状況の中で、そして面積も相当持っておりまして、果樹園も相当あるわけですが、そのような事でいろんな作物もつくっております。これについては、同じ関連会社という事で認めていいのではないかと思っております。周りに支障があるという事は無いのではと思っております。以上です。

会長

ほかにございませんか。  
(「ありません。」の声あり)  
整理番号7番について申請に同意することにご異議ございませんか。  
(「はい。」の声あり)  
整理番号7番について同意することに決定いたします。

5条申請の分につきましては、後持って採決をいたします。

続きまして議案第43号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局からの説明をお願いします。

事務局

議案第43号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求めます。

整理番号5番、権利種類：所有権移転、契約内容：贈与、申請人：譲受人が[ ]、譲渡人が[ ]、土地の所在：[ ]、地目：畑、面積：2,159㎡のうち500㎡、利用状況：休耕地、農地区分・土地利用規制：農用地区域の第1種農地、事由：現在借家住まいであり、自己の住宅を新築するため。転用目的及び事業計画：一般住宅及び倉庫455㎡、駐車場24㎡、防風林21㎡、所要面積合計500㎡となっています。なお、この案件につきましては現在農用地区域の除外申請中です。以上です。

会長

整理番号5番について担当委員のご意見をお願いいたします。

11 番委員

譲渡人の方へ伺ってお話をしましたところ、息子も帰ってきて、農地ではあるけども分筆する事によって自宅を構えて農業に一生懸命に取り組んでがんばってきたいという意思があるのでよろしくお願いしますとの事でした。地区内の同世代の方々もそれを望んでおりまして、受人の奥さんも楠川地区から通って来るのは大変だと思いますが、ちよくちよくお手伝いに帰って来ていて集落の人ともよく馴染んでくれてありがたなと感じています。若い人たちが受け継いで小島地区を農村として発展してくれる事に頑張ってもらえるならという気持ちはあります。小島地区は残念ながら家を建てたいと思っても、宅地がありません。やむを得ずこういう形を取りながらも集落に住みながら、農村としての小島集落を発展させてくれるという事ですので、ご理解いただきご審議いただければと思います。よろしくお願いします。

会長

それでは皆さん方からのご質問をお受けいたします。ご意見等ございませんか。

4 番委員

[ ]は小島地区でもポンカン・タンカンを相当な面積を持っていて頑張っておられます。[ ]が消防団員でもある、そして平内地区に叔母さんがいるんですが、平内のポンカン・タンカン園にも[ ]、それから[ ]の嫁さん、いつも手伝いに来ておられます。小島は小さな集落ですけど、農業が一番盛んで若い人たちが頑張っています。1人息子ですので、どうしても跡取りになりますので、ここで認めていただいて、是非地元に戻って来てもらえたらと思います。異議はありません。

会長

ほかにございませんか。  
(「ありません。」の声あり)  
整理番号5番について申請に同意することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号5番について同意することに決定いたします。

続きまして整理番号6番でございますが、先ほど一通りの説明はしていただいとところですが、あえてここで説明なりご質問ございますか。

(「ありません。」の声あり)

整理番号6番について申請に同意することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号6番について同意することに決定いたします。

続きまして整理番号7番について、事務局の説明をお願いします

事務局

整理番号7番、権利種類：所有権移転、契約内容：贈与、申請人：譲受人■■■■、譲渡人■■■■、土地の所在：■■■■、地目：畑、面積：499㎡、利用状況：畑、農地区分・土地利用規制：農用地区域内、第3種農地、都市計画内です。事由：現在借家住まいであり、自己の住宅を新築するため。転用目的及び事業計画：一般住宅474㎡、駐車場25㎡、合計所要面積499㎡です。なお、この案件につきましては現在農用地区域の除外申請中です。以上です。

会長

整理番号7番について担当委員のご意見をお願いいたします。

5番委員

本件につきましては先月、農用地区域の除外申請の承認いただいたところで、次のステップとして親から二男坊になりますが、贈与によりそこに住宅を新築するものです。詳細については先月の除外申請の際に説明した点と特に変更はございません。審議方よろしくをお願いします。

会長

それでは皆さん方からのご質問をお受けいたします。ご意見等ございませんか。

4番委員

■■■■は今まで有機農法でずっとやられており、無農薬でポンカン・タンカン頑張っておられました。この申請地のすぐ下が■■■■の住宅だと思いますが、歳を取ればやっぱり近くに子供がいてくればいろんな面で安心しますし、10年くらい前から申請地の周りは宅地化が進んで住宅がいっぱい建ってきております。このような状況を踏まえれば認めてもいいのではと思います。異議ありません。

会長

他の皆さん方からご意見・ご質問ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

整理番号7番について申請に同意することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号7番について同意することに決定いたします。

会長

続きまして議案第44号、農用地利用集積計画についてを議題といたしますが、事務局の説明をもらう前に皆さんのお手元に追加資料を整理番号31番という事で追加の提案がなされてございます。議案として取り上げる事にご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

それでは事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第44号、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求めます。

整理番号28番、権利種類：貸借権設定、契約内容：使用貸借権、申請人：借人■■■■、貸人■■■■、土地の所在■■■■、現況地目：田、面積：4筆合計5,006㎡、農用地区域内農地、内容：水稻、契約期間：平成31年4月1日～平成41年3月31日までの10年間、地番3016番3の1筆につきましては、平成31年12月1日～平成41年3月31日までの9年4ヵ月となります。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等：主な経営作物がポンカン・タンカン、野菜、水稻、経営面積が所有地15,490㎡、農作業の従事日数が270日、農機具等の保

有状況は草刈機3台、トラクター2台、動噴1台、モア2台、肥料散布機1台、精米機2台となっています。以上です。

会長 整理番号28番について担当委員のご意見をお願いいたします。

3番委員 借人は永田地区でポンカン・タンカン、野菜、水稻等をつくっており、親子3人でやっております。貸人の[ ]は93歳であり、現在農業者年金を受給しています。経営移譲年金受給要件を満たすための、利用権の設定であります。この土地については水田の圃場整備を実施した4筆になります。以上です。

会長 それでは皆さん方からのご質問をお受けいたします。ご意見等ございませんか。

4番委員 この案件については、借人も[ ]という事で問題はないと思いますが、ただひとつ経営移譲年金をもらっているという事でしたが貸人は93歳なんですよ。この人が10年契約で貸して、この契約期間元気であればいいんですが、もしもという事が起きた場合には、こういう契約はどのようになりますか。

会長 途中でもしもの事があった場合でも、相続人は契約も相続される事になります。貸人の相続人は貸借の契約も相続をするという事になりますので10年間の貸借というのはそのまま継続される事になります。

会長 ほかにございませんか。  
(「ありません。」の声あり)  
整理番号28番は計画を認めることにご異議ございませんか。  
(「はい。」の声あり)  
整理番号28番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして整理番号29番について事務局からの説明をお願いします。

事務局 整理番号29番、権利種類：貸借権設定、契約内容：使用貸借権、申請人：借人[ ]、貸人[ ]、土地の所在[ ]、現況地目：田及び畑、面積：8筆合計4,777㎡、8筆中3筆が農用地区域です。内容：ポンカン・タンカン、契約期間：平成31年4月1日～平成41年3月31日の10年間、利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等：主な経営作物はポンカン・タンカン、経営面積が所有地602㎡、農作業従事日数は200日、農機具の保有状況は草刈機1台、動噴1台、梱包器1台となっています。以上です。

会長 整理番号29番について担当委員のご意見をお願いいたします。

3番委員 これも整理番号28番と同じで貸人の経営移譲年金に関係する利用権設定になります。申請人の関係は親子関係になります。親子間による貸借ですので何等問題はないと思います。以上です。

会長 それでは皆さん方からのご質問をお受けいたします。ご意見等ございませんか。

会長 皆さん方からご意見・ご質問ございませんか。  
(「ありません。」の声あり)  
整理番号29番は計画を認めることにご異議ございませんか。  
(「はい。」の声あり)  
整理番号29番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして整理番号30番について事務局からの説明をお願いします。

事務局 整理番号30番、権利種類：貸借権設定、契約内容：貸借権、申請人：借人[ ]、貸人[ ]、土地の所在[ ]、現況地目：畑、面積：5,744㎡、農用地区域内農地です。内容：ポンカン・タンカン、契約期間：平成31



年4月1日から平成41年3月31日までの10年間、借料[ ]円、利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等：主な経営作物がボンカン・タンカン、経営面積が所有地41,385㎡、借地が2,146㎡、農作業従事日数280日、農機具等の保有状況が選果機1台、SS1台、モア1台、管理機1台、動噴1台、倉庫1棟となっています。以上です。

会長 整理番号30番について担当委員のご意見をお願いいたします。

会長 この案件につきましては私の方からいたします。この農地につきましては、昨年のお前半年まで地域の担い手農家さんが借りていましたが、体調を悪くしてしまいまして、合意解約により返還されました。貸人の方から誰か引き取ってくれる人はいないかという事で相談を受けました。なかなか直ぐには買い手は見つからないよという事で、取りあえず1年間は、今年のタンカンの収穫が終わるまでは娘さん夫婦が管理をするという事で、その後は取りあえず借りて管理をしてくれる人を探すという事で相談をしまして、今回のこの借人に頑張ってくれよと言う事で契約が成立をしたものです。借賃の[ ]円というのは私の方で誘導をいたしました。と言うのはここは事業でスプリンクラーを設置しまして、受益地面積が4,000㎡強ございます。経常賦課金の2,000円/10aの請求が地主さんの方へいきますので、最低この分は払うようにした方が良いんじゃないという事で誘導をしたところです。この借人の方は若手の認定農家ですので、ぜひ頑張ってもらいたいと思っています。以上です。

会長 それでは皆さん方からのご質問をお受けいたします。ご意見等ございませんか。

4番委員 私が常務をしている時にエンドウをやってみればと言う事で、[ ]それからこの[ ]にして、それからもう6~7年ずっと作ってもらっているところです。麦生集落の若手のホープであります。これからは若い人たちがやっただければ、どうしても後継者がいないと言う人たちもいるわけですから、ここら辺りは先ほど会長からも話がありましたように、せめて維持費くらいは借人が負担をするという形で、出来れば貸す方も貸しやすいという気もしますので、これについては賛成です。以上です。

会長 ほかにございませんか。  
(「ありません。」の声あり)  
整理番号30番は計画を認めることにご異議ございませんか。  
(「はい。」の声あり)  
整理番号30番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして整理番号31番について事務局からの説明をお願いします。

事務局 整理番号31番、権利種類：貸借権設定、契約内容：貸貸借権、申請人：借人[ ]、貸人が公益財団法人 鹿児島県地域振興公社、土地の所在：[ ]、現況地目：畑、合計面積：1,399㎡、農用地区域内農地です。内容：普通畑、契約期間：平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間、借料：年間[ ]円、利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等：主な経営作物が甘藷、経営面積が所有地30,138㎡、借地が37,819㎡の合計面積67,957㎡、農作業従事日数300日、農機具等の保有状況はトラクター2台、ハーベスター1台、コンバイン1台、ユンボ1台、動噴1台、草刈機2台、農地売買等事業に係る一時貸付になります。以上です。

会長 整理番号31番について担当委員のご意見をお願いいたします。

4番委員 これは先月の総会において、農地中間管理機構が買い入れた農地を買受予定者へ貸付ける案件でございますが、これ以前にもここ何年かは[ ]が借りて甘藷を作付しています。公社から3年間借りて、その後は[ ]が買い取ろうとしている土地ですから問題は無いと思っております。ただひとつ、ここも土地改良事業をした場

所ですので、特別賦課金、経常賦課金については、もう話し合いが出来ていると思われるので、異議はございません。以上です。

会長

それでは皆さん方からのご質問をお受けいたします。ご意見等ございませんか。  
（「ありません。」の声あり）  
整理番号 31 番は計画を認めることにご異議ございませんか。  
（「はい。」の声あり）  
整理番号 31 番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして議案第 45 号、非農地証明願について事務局からの説明をお願いします。

事務局

議案第 45 号、非農地証明願について、次のとおり非農地証明願があったので議決を求めます。

整理番号 18 番、申請人■■■■■、土地の所在■■■■■、地目：畑、面積：6,056 m<sup>2</sup>、農地区分・土地利用規制：第 2 種農地、非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：20 年以上前から建設会社の採石採取の場所として利用されており、現在に至るとの事です  
以上です。

会長

整理番号 18 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

4 番委員

この土地につきましては、20 年以上と書いてありますが、実質的にはもう 30 年以上前になると思います。平内集落の農免道それから鈴岳畑総、岳南畑総の工事の中で、ある建設会社が採石を取らせてほしいとの事で、そして最終的には土をいれて返すからという話だったと伺っております。現地確認をしましたが周りを見ても全て岩盤という状況で表土が恐らく 40～50cm は無いくらいの土地です。■■■■■も今、自動車の修理工場を息子と 2 人でやっております、ほかにも農地はありますがそれにつきましては、■■■■■に牛の飼料畑として貸しています。ですからここについては、いろいろありますがやむを得ないのではと思っています。以上です。

会長

それでは皆さん方からのご質問をお受けいたします。ご意見等ございませんか。

10 番委員

現地調査に立ち会いましたが、先ほど担当委員から説明がありましたとおり、最終的には建設会社の方が土を戻して農地に復元するという話でありました。現状を見てもみますとあまりにも面積が広すぎて農地に復元させるには、とてもじゃないけど出来ないと思います。ですからこれは、仕方が無い事かなというふうに思います。

会長

ほかにごございませんか。  
（「ありません。」の声あり）  
整理番号 18 番について認めることにご異議ございませんか。  
（「はい。」の声あり）  
整理番号 18 番は非農地と認めることに決定いたします。

続きまして整理番号 19 番について事務局から説明をお願いします。

事務局

整理番号 19 番、申請人■■■■■、土地の所在■■■■■、地目：畑、面積：2,639 m<sup>2</sup>、農地区分・土地利用規制：第 2 種農地、非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：昭和 45 年以前は、一時期母が一部に作物を耕作していたが、昭和 45 年 12 月に母が死亡し、その後は耕作放棄の状態となり、現在は雑木が繁茂した山林の状態となっているとの事です。以上です。

会長

整理番号 19 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

2 番委員

航空写真を見ても分かるように、全体的に雑木が生い茂ってます。地形も平らではないです。石垣があったりとか、ここで何を作っていたのかなという印象を受けまし

た。ここも庁舎が新しく建設されるという事で、開発が進んで行く場所だと思われま  
すので、今回の非農地証明願はやむを得ないと思います。以上です。

- 会長                    それでは皆さん方からのご質問をお受けいたします。ご意見等ございませんか。
- 4 番委員                所有権者の住所を見れば、東京それから千葉県という事ですので、これはもう認め  
ていいと思いますが、この所有権者が複数人の場合は、申請は代表者 1 名で良かった  
んですか。事務局からの説明をお願いします。
- 事務局                 今回の申請、整理番号 19 番については、所有権者 4 名からの申請になります。共  
有持分 4 分の 1 ずつで、4 名全ての方からの申請になります。
- 4 番委員                という事は 4 名全ての方からの同意書があるという事ですか。
- 事務局                 4 名連名で今回の代理申請人であり、行政書士の ████████ へ委任状が添付され  
ています。ただ、次の案件で出てきますが、民法の規定では地目変更に係る手続きに  
ついては、共有名義人の中の 1 人でも出来るようになっていきます。所有権移転の手  
続きについては、全ての名義人の同意が必要となってきます。
- 会長                    ほかにございませんか。  
(「ありません。」の声あり)  
整理番号 19 番について認めることにご異議ございませんか。  
(「はい。」の声あり)  
整理番号 19 番は非農地と認めることに決定いたします。
- 続きまして整理番号 20 番について事務局から説明をお願いします。
- 事務局                 整理番号 20 番、申請人 ████████、土地の所在 ████████、地  
目：畑、面積：330 m<sup>2</sup>、農地区分・土地利用規制：第 3 種農地、非農地に至った理由  
ならびに現在の管理状況：昭和 40 年ごろまで建物の敷地として利用され、その後は  
近隣所の青空駐車場となり、平成 5 年より民宿「晴耕雨読」の駐車場として利用さ  
れ現在に至る。敷地には井戸があり建物があったと思われるとの事であります。以上  
です。
- 会長                    整理番号 20 番について担当委員のご意見をお願いいたします。
- 7 番委員                今事務局から説明があったとおりですが、申請地は民宿と上の段の美容室に挟まれ  
た細い農地になります。すぐ上に白い屋根が 3 棟ありますが、ここも民宿です。美  
容室、民宿があったり写真のとおり、ここは土砂を持ち込んで青空駐車場として使っ  
ていたものを、今から農地復元は困難だと思われるので、私としては非農地はやむ  
を得ないと思っております。以上です。
- 会長                    それでは皆さん方からのご質問をお受けいたします。ご意見等ございませんか。  
(「ありません。」の声あり)  
整理番号 20 番について認めることにご異議ございませんか。  
(「はい。」の声あり)  
整理番号 20 番は非農地と認めることに決定いたします。
- 事務局(鶴  
田 洋治  
君)                    【行事予定説明】  
  
以上をもちまして、第 12 回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会長（鎌  
田 秀久  
君）

閉会（11時46分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

11番

13番

平成31年3月28日

屋久島町農業委員会会長 鎌 田 秀 久